

よってこれは不当な再委託である。

また、法人Xは、登記簿や公式HPによれば、法人Y系列の広告代理店であり、このような会社に報告書や会計業務を再委託する事には合理性がない。

そして、報告書や会計というのは、本来法人A当然に自身で行うべき基本業務であり、これを再委託する事には合理性がない。

委託金額についても、本事業における報告書とされるものが実施状況報告書くらいしか見当たらず、また、会計についても特段複雑な会計処理があったわけでもなく、230万円もの高額な金額で再委託したことは、言語道断と言えない。

以上より、不当である。

(キ) 第4四半期の支出が異常であること

法人Aの公式HPにある会計報告書によれば、若年被害女性等支援事業においての支出は29,327,311円であるという。

(表) 略

四半期ごとの費用は実施状況報告書によれば、第1四半期約448万、第2四半期約543万、第3四半期約707万、そして第4四半期が約901万とあるが、実施状況報告書は何故か2600万円しか報告されていない。よって、第4四半期に、超過分約332万が発生していたと考えるほかなく、よって第4四半期には約1233万円が必要だったことになる。しかし、事業の態様や報告書にある相談件数、保護人数などからいって、第4四半期だけがこれほど過大な出費を伴うとは考えられない。よって、不当である。

ウ 法人Bについて

(ア) 他の助成金（厚生労働省自殺防止事業）と併用していること

実施要綱6 経費の補助、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の(1)の②、(3)及び(4)の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。とあるが、法人Bは厚生労働省自殺防止事業の補助金と併用し、またその実績も合算して報告していることは、各実施状況報告書の②相談支援で「厚生労働省自殺防止対策事業内で対応した件数も含む」とあることや、別紙記事からも明らかである。何故これが見過ごされていくか不明であるが、不当である。

(イ) 事業計画書の支援対象見込み数が異常であること  
事業計画書によれば、アクトリーチのべ300人、居場所の提供支援のべ3

0人、自立支援のべ12人を見込み、上限の2600万円を予算として申請している。

しかし、前々年度である令和元年はアクトリーチ960人、居場所の提供40人、自立支援12人で予算約1000万円、前年度である令和2年アクトリーチ500人、居場所の提供30人、自立支援10人となっている。

事業計画の段階で、予算は増加し、その目標は半減していくというのは端的に言って異常と言う他なく、この計画書を承認したこと自体が不当である。

(ウ) 第4四半期の異常について

提出されているのは第1～第3四半期と通期の会計であるが、これをもとにして第4四半期を計算したところ、次のようになった

(表) 略

第4四半期には他四半期平均と比して20倍や30倍の消耗品や雑費が計上されていることや、第4四半期で消耗品費で80%、用途不明の雑費で90%、賃借料使用料の60%、そして合計が全体の57%をも占めること、事業実績も第4四半期は異常値ではなく、費用だけが他四半期の4倍近くとなる事情が存在しないことから、第4四半期の会計は予算を使い切ったために架空または不当な出費を計上したとしか思えず、異常であり、不当である。

エ 法人Cについて

(ア) オンラインアクトリーチの実績について

オンラインアクトリーチとして計上されているものについて調査した結果、  
Twitter (アカウント (略))  
Instagram (アカウント (略))  
Yahoo知恵袋 (アカウント (略))

といった法人Cが使用していたアカウントを発見したが、実施状況報告書で語られている内容の1/5程度の件数しか実施されておらず、また例えばTwitterの活動は、他アカウントに(顔文字 (略))などと顔文字1文字で話しかけるのみであり、Instagramにおいては投稿が2021年9月の1件しかなく、Yahoo知恵袋はほとんど同一の文言を相手の質問内容に関わらず関係単語だけに対応して回答し、また複数投稿された一言一句同一の質問文に対し、同じく一言一句同一の回答を差し向けることでベストアンサーに選ばれるなど、自作自演以外に説明のつかない活動実態だった。このような活動実態であるにも関わらず、虚偽の報告がされ、それに対して支払いがなされて

**第2 監査の実施**

**1 監査対象事項**

本件請求において請求人が主張する令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託における各受託団体の履行及び委託経費の精算等は、法令、当該委託契約書及び当該委託仕様書等に基づき適正に行われているかについて監査対象とする。

**2 監査対象局等**

福祉保健局を監査対象とした。

**3 証拠の提出及び陳述等**

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、請求人から行わない旨の意向があった。また、令和5年4月4日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

いるのであるから、不当である。

(イ) 第4四半期が異常であること

(表) 略

実施状況報告書の第1四半期～第3四半期と通期会計から第4四半期を逆算すると、会計にマイナスが発生する。これは会計上ありえないことであり、不当である。

(ウ) 光熱費と通信運搬費の異常

実施状況報告書では通信運搬費が1,055,278円、光熱水道費が485,090円計上され支払われているが、法人Cの2021年度事業報告書によれば、通信運搬費は904,649円、光熱水道費は300,403円であるという。全体の事業報告書の数値を超過した費用が過大申告されていることは明らかであり、不当。

(表) 略

(エ) 活動実績である相談件数と年齢別人数の異常

(表) 略

第1四半期～第3四半期と通期の実施状況報告書から第4四半期の相談件数と年齢別人数を逆算するとマイナスが発生する。異常であり、このような報告書を根拠に支払われたことは不当である。

オ 結論

以上のように令和3年度の若年被害女性等支援事業については、様々な不当があると思われる。

よって法人A、法人B、法人Cの令和3年度について、領収書や帳簿、報告されている活動実績の実態監査を行い、概算払した委託料の返還等の然るべき措置を求めらる。

**4 請求の要件審査**

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 事業の概要等

若年被害女性等支援事業は、平成30年度から国が「様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援にながりにくいといった側面が指摘されている」として「公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う仕組みを構築する」ことを目的として、実施主体を都道府県等としてそのモデル事業を開始し、令和3年度から国が、当該事業の本格実施を開始し、これに併せて都が実施主体となり実施しているものである。

そして、法第245条の4第1項の規定に基づく国による技術的な助言である「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和3年4月28日付子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。）によれば、実施主体は当該事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとしている。都は、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）の実施に当たり、国通知に準じて本件事業に係る実施要綱として令和3年度東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件実施要綱」という。）を定めて、社会福祉法人等に事業の一部を委託し実施したものである。

##### (2) 本件事業に係る経緯

ア 都は、本件事業を効果的に実施するためには、既に若年被害女性等を支援する複数の民間団体がその特徴を生かした活動をしている中において、それらの団体のノウハウを正当に評価する必要があるとして、都の定めた本件事業委託企画提案募集要領に基づき本件事業の一部を委託する団体を募集した。この募集に当たり、都は、下記イの国の基準額を踏まえ、26,000千円を提示額として公表した。

イ 都は、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会設置要領に基づき開催された令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会において評価の高い法人A、法人B、法人C及び法人Zの4つの団体を選定することとし、令和3年4月1日、都は、これら4つの団体とそれぞれ契約

金額を26,000千円として、本件事業に係る委託契約を締結した（2福保子育第3528号。以下、法人Aを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約1」といい、法人Bを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約2」といい、法人Cを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約3」といい、本件契約1ないし本件契約3を併せて「本件各契約」という。）。

本件各契約では、本件各契約の委託料（以下「本件各委託料」という。）は概算払により支払い、26,000千円を上限として事業実績に応じて支出（精算）するものとし、本件各契約の内容を変更する場合等を除き本件各委託料を超過した場合は受託者がその額を負担する。また、本件各契約の履行において抛るべき本件実施要綱には、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない旨明記している。

なお、国は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」（平成19年12月3日制定 厚生労働事務次官通知）3（2）エにより、若年被害女性等支援事業に充てられる国庫補助金は、1か所当たり年額26,744,000円を基準額として、その5割とし、対象事業に必要な「報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役員費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金」としていた。

ウ 都は、令和3年6月8日、本件契約1に基づき法人Aが都に対し提出した同年4月1日付本件事業に関する事業計画書（以下「本件事業計画書1」という。）、本件契約2に基づき法人Bが都に対し提出した同日付本件事業に関する事業計画書（以下「本件事業計画書2」という。）、及び本件契約3に基づき法人Cが提出した同日付本件事業に関する事業計画書（以下「本件事業計画書3」という。）について、それぞれ承認をした（3福保子育第803号）。

エ 都は、法人Aから金額を26,000,000円とする請求書（令和3年7月29日付）、法人Bから金額を26,000,000円とする請求書（同月2日付）及び法人Cから金額を26,000,000円とする請求書（同月12日付）の提出があり、年1回概算払により支払うことを定めた本件各契約に基づき、法人A、法人B及び法人Cに対し、それぞれ26,000,000円を概算払とすることを決定し（3福保子育第1318号、3福保子育第1109号、3福保子育第1182号）、法人Aに対し令和3年8月18日付けで、法人

Bに対し同年7月29日付けで、法人Cに対し同年8月16日付けで、同額を、それぞれ支出した(以下、法人Aに対する支出を「本件支出1」といい、法人Bに対する支出を「本件支出2」といい、法人Cに対する支出を「本件支出3」といい、本件支出1ないし本件支出3を併せて「本件各支出」という。)

オ 法人Aは、都に対し、本件契約1に基づき都が定める様式により、令和3年度第1四半期東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(令和3年7月16日付)、令和3年度第2四半期東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(同年10月13日付)、令和3年度第3四半期東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(令和4年1月20日付。以下、これら3つの報告書を「本件四半期報告書1」という。)及び令和3年度年間東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(同年4月10日付。以下「本件実施状況報告書1」という。)を提出した。

カ 法人Bは、都に対し、本件契約2に基づき都が定める様式により、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(日付未記載)、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(令和3年10月11日付)、令和3年度第三四半期東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(日付未記載)(以下、これら3つの報告書を「本件四半期報告書2」という。)及び令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(令和4年4月15日付。以下「本件実施状況報告書2」という。)を提出した。

キ 法人Cは、都に対し、本件契約3に基づき都が定める様式により、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(2021年7月20日付)、東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(2021(令和3)年10月12日)、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(令和4年1月12日付。以下、これら3つの報告書を「本件四半期報告書3」という。)及び令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(同年5月27日付。以下「本件実施状況報告書3」という。)を提出した。

ク 都は、法人A、法人B及び法人Cの履行状況及び適格性について、本件事業受託事業者評価委員会設置要領(令和4年1月19日付3福保子育第2726号)に基づき設置された評価委員会において、同年2月、これらを適格であると評価した。

その後、本件各契約に基づき法人A、法人B及び法人Cから、それぞれ同年3月31日付け委託完了届及び精算書の提出を受け、東京都契約事務規則第51条に基づく検査調査を作成し履行完了を確認したとして、同年5月10日、既交付額を26,000,000円、精算額を26,000,000円、差引額を0円と決定した(4福保子育第419号。以下、法人Aに係る精算を「本件精算1」といい、法人Bに係る精算を「本件精算2」といい、法人Cに係る精算を「本件精算3」といい、本件精算1ないし本件精算3を併せて「本件各精算」という。)

## 2 監査対象局の説明

### (1) 陳述の内容

#### ア 東京都若年被害女性等支援事業の概要

本事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とするものであり、令和3年度は、特定非営利活動法人等の4つの団体に委託して行っている。

事業内容は、アウトリーチ支援、関係機関連携会議の設置、居場所の提供に関する支援、自立支援としている。

#### イ 本請求に対する局の見解

##### (ア) 法人Aについて

イ 事業計画通りの見回りを実施していないこと  
 通期の実施状況報告書によれば夜間に秋葉原の見回りを13回行っただけだという。申請した事業計画を全く達成できておらず、これに対し費用の全額を支給しているのは不当である  
 (見解)

夜間見回りについては、事業計画では、秋葉原界隈を月1回、御茶ノ水界隈を年4回、神保町界隈を年4回、赤羽界隈を月1回行うこととしていた。

御茶ノ水、神保町については、コロナ禍で対面でのアプローチが難しい中、有効な手段は無いかと検討したところ、中学校、高校、専門学校等が多い地域特性を踏まえ、11校、9図書館に対してアプローチを行い、

生徒に団体の活動を紹介するリーフレットを配付してもらう方法に変えたものである。

赤羽については、地元消防団等の協力を得てアウトリーチを実施する予定であったが、協力が得られず、また、客引き行為などの検挙が続出し、治安が悪化したことから、実施を断念したものである。

結果として、アウトリーチは秋葉原での13回となったが、その人件費は、事業計画で300万円のところ、実績に基づき、支出額は877,100円となっている。

一方、利用者の要望を踏まえ、当初計画以上にまちなか保健室の開催日及び開催時間を拡充したことから、まちなか保健室の人件費は予算額400万円に対し、実績額は653万円となっている。

ii 通期の相談人数と年齢別相談人数が合致しないこと  
通期の実施状況報告書によれば、相談人数が計172人、年齢別の相談人数が166人であるという。この人数は合致するはずであるから、何らかの異常な結果計上が行われている。よって不当である。

（見解）  
相談人数については、面談162人、メール9人、交通1人であるが、そのうち6人が面談とメールでの相談を行っており、相談人数が重複している。年齢別の相談人数では、重複を除いた実人数となっているため、差異が生じているものである。

iii 居場所の提供人数を超えた主訴が計上されていること  
通期の実施状況報告書によれば、長期で居場所の提供を17人に行ったとある。しかし、この保護した対象の主訴として、居所なしが35人、虐待が31人計上されている。この主訴を保護した17人よりも多くなることはあり得ないのだから、何らかの異常な結果計上が行われている（見解）

通期の実施状況報告書における保護した対象の主訴は、四半期毎に集計したものを足しあげた合計となっている。これに対し、人数は実人数である17人のみを計上し、四半期ごとに集計した35人については記載していないかった。

なお、一人について、複数の主訴がある場合もことから、主訴の人数は保護人数を上回っている。

今後、実施状況報告における集計方法を統一するよう、指導していく。

iv LINE相談人件費について

LINE相談の人件費には1,709,700円が計上され、概算で約1000時間勤務したと報告されている。この結果、1148人に対し、1389通のLINEをやり取りしたという、つまり、従事者が1時間あたり2通未満のメッセージをやり取りする業務に、時給2,000円以上を支払っていたことになり、これは正常な事業の態様であるとは言えない（見解）

LINE相談は、原則として1回3時間で水曜と土曜の2回程度実施している。水曜は監修者2名が約3時間勤務、土曜は相談員3名が約3時間勤務、監修者2名が約4時間勤務して対応している。監修者は弁護士や社会福祉士の専門家が言い、相談員は、法人Aの職員が言い、それぞれ謝金という形で、監修者6,500円/回、相談員5,000円/回をそれぞれ交通費込みで支払っている。

このLINE相談は、単純にメッセージを送信するのではなく、相談者の状況を相談内容から読み取り、監修者の確認を得た上で返信している。また、この謝金は、その業務に従事することに対して支払うものであり、対応件数の多寡によらず一律である。

v アウトリーチの人件費について  
アウトリーチのうち1回の参加に10,000円、面談に同行すると10,000円、個別に面談すると5,000円、メール対応すると1,500円、会議に出席すると5,000円の手当が計上され、のべ24人が参加した夜間見回り13回について、877,100円の人件費が計上されている。これらの手当には特段の危険性や知識を要するなどといった合理性が全くなく、単に時給で支給するのみですべての業務を行える所、東京都の最低賃金である1,072円を超える1,500円が、業務時間中にメールを1件書くだけで手当として支給されるなどというのは、言語道断である。

（見解）

アウトリーチ人件費については、オンラインアウトリーチで241,200円（10,000円/回他）、面談同行で66,000円（10,000円/回他）、個別面談115,000円（5,000円/回）、メール対

応160, 500円(1, 500円/件)、アウトリーチ会議196, 500円(5, 000円/回他)となっている。

オンラインアウトリーチは、リストカットなどの画像や自殺企図など深刻で緊急な対応が必要なツイートがあった際に、職員が自宅で対応した場合、月末に活動レポートを提出し、必要と認められれば謝金として1万円を支払っている。慎重な対応が求められる業務であり、精神的にも負担の大きい活動である。

個別面談、面談同行は、LINE相談監修者の弁護士等が1回1名から2名で対応している。個別面談は概ね1～2時間程度、対面やZOOMで行っている。対面で行う場合は、1, 500円を加算している。また、面談同行は、児童相談所や病院等に同行し、概ね半日から1日かけて支援している。

メール対応は、適切な支援につなげるため、紹介先と調整したうえでメールの返信を行っている。なお、短時間で作成できる定型的な返信のみの場合には、支払いの対象外としている。

アウトリーチ会議は、弁護士などのLINE相談監修者等が集まり、情報共有などを行い、今後の支援に役立てている。令和3年度は5回実施している。

いずれも、業務内容に応じた適正な単価と考えている。

vi 法人Xへの再委託の不当について

通期の実施状況報告書によれば、第4四半期に事務費(報告書作成・会計業務)として230万円を計上している。

委託契約書第3条では、本事業を再委託する場合には都の承諾を事前に得なければならないと定められているが、そのような承諾を示す書類は存在しない。よってこれは不当な再委託である。

また、法人Xは登記簿や公式HPによれば、法人Y系列の広告代理店であり、このような会社に報告書や会計業務を再委託する事には合理性がない。

そして報告書や会計というのは、本来法人A当然に自身で行うべき基本業務であり、これを再委託する事には合理性がない。

委託金額についても、本事業における報告書とされるものが実施状況報告書くらいしか見当たらず、また、会計についても特段複雑な会計処理が

あったわけでもなく、230万円もの高額な金額で再委託したことは、言語道断と言われない。以上より不当である。

(見解)

再委託については、委託契約書第3条において、「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と定められている。本事業における主要な業務とは、アウトリーチ支援・居場所の提供に関する支援・自立支援であり、報告書の作成・会計業務は主要な業務の範囲外である。

一方、法人Xに再委託している事業の報告書の作成及びこれにかかる会計業務は、仕様書に定める「8 実施状況報告書の提出」に必要な業務であり、この委託料は、経費の対象となる。

vii 第4四半期の支出が異常であること

法人Aの公式HPにある会計報告書によれば、若年被害女性等支援事業においての支出は29, 327, 311円であるという。

四半期ごとの費用は実施状況報告書によれば、第1四半期約448万、第2四半期約543万、第3四半期約707万、そして第4四半期約901万とあるが、実施状況報告書は何故か2600万しか報告されていない。よって、第4四半期に、超過分約332万が発生していたと考えるほかなく、よって、第4四半期には約1233万円が必要だったことになる。しかし、事業の態様や報告書にある相談件数、保護人数などからいって、第4四半期だけがこれほど過大な出費を伴うとは考えられない。よって、不当である。

(見解)

実施状況報告書において、委託料の上限額である2, 600万円の内訳を報告しているが、団体の帳簿や領収書を改めて確認したところ、本事業に要した経費は、2, 601万円であった。また、四半期毎の内訳は、第1四半期が453万円、第2四半期が543万円、第3四半期が706万円、第4四半期が899万円となっている。

(4) 法人Bについて

i 他の助成金(厚生労働省自殺防止事業)と併用していること

実施要綱6経費の補助、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実

施している既存事業を活用して4の(1)の②、(3)及び(4)の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない、とあるが、法人Bは厚生労働省自殺防止事業の補助金と併用し、またその実績も合算して報告していることは、各実施状況報告書の②相談支援で「厚生労働省自殺防止対策事業内で対応した件数も含む」とあることや、別紙記事からも明らかである。何故これが見逃ざされているか不明である。

(見解)

当該団体は、都から若年被害女性等支援事業を受託し、国からは自殺防止対策事業の補助を受けて活動している。

相談の現場においては、若年被害女性等からの性暴力や虐待等に関する相談から自殺に関する相談に至ったり、自殺に関する相談から性暴力や虐待等に関する相談に至ることもある。このため、相談の件数の切り分けが難しく、相談実績には、国の相談件数が含まれている。

また、相談者に対しては、相手の立場に寄り添い、傾聴することが相談支援では重要なことから、相談によって対応職員を変えるのではなく、同一の職員が一元的に対応することとしている。そのため、専従とはせず、それぞれの職員について従事割合を決め、それに従って給与を按分している。人件費については、それぞれ別の事業として経費を管理しており、賃金台帳等で確認したところ、都事業と国の補助金との重複はない。

ii 事業計画書の支援対象見込み数が異常であること

事業計画書によれば、アクトリーチのべ300人、居場所の提供支援のべ30人、自立支援のべ12人を見込み、上限の2600万円を予算として申請している。

しかし、前々年度でもある令和元年度はアクトリーチ960人、居場所の提供40人、自立支援12人で予算約1000万円、前年度である令和2年アクトリーチ500人、居場所の提供30人、自立支援10人となっている。

事業計画の段階で、予算は増加し、その目標は半減していくというのは端的に言って異常と言う他なく、この計画書を承認したこと自体が不自然である。

(見解)

アクトリーチの経費については、アクトリーチを実施した延べ時間数に

基づく手当を計上しており、声掛け人数とは運動していない。令和元年度と令和3年度については、時間数は同様であるが、令和3年度は、元年度に比べて人件費の単価が増えた結果、予算が増額となっている。

また、居場所提供支援については、令和元年度は40人、2年度と3年度は30人程度となっているが、3年度は長期滞在の人数を増やすため、物件を増やしていることから、従事職員の人件費と賃借料が増えたり、予算が増額している。

iii 第4四半期の異常について

第4四半期には他四半期平均と比して20倍や30倍の消耗品や雑費が計上されていることや、第4四半期で消耗品費で80%、用途不明の雑費で90%、賃借料使用料の60%、そして合計が全体の57%をも占めること、事業実績も第4四半期は異常値ではなく、費用だけが他四半期の4倍近くとなる事情が存在しないことから、第4四半期の会計は予算を使い切るために架空または不当な出費を計上したとしか思えず、異常であり、不当である。

(見解)

四半期毎の支出を確認したところ、消耗品については、第1四半期489,448円、第2四半期359,320円、第3四半期247,236円、第4四半期4,523,153円、雑費については、第1四半期83,100円、第2四半期156,530円、第3四半期1,070円、第4四半期2,488,810円となっている。

第4四半期の支出が多くなっている理由としては、家財道具代や引っ越し代、不用品の撤去など、本事業で繋がった若年女性が自立し、4月から新生活を迎えるにあたっての支出がされている。これらの経費は、本事業の目的である若年女性の自立への支援という観点からも必要なものである。また、医療機関に対し、血液検査(性感染症等)やピルチケットなどの支払いを年度末にまとめて行っている。

なお、支出の根拠となる全ての領収書を確認し支出の事実を確認している。

(ウ) 法人Cについて

i オフラインアクトリーチについて

法人Cが使用していたアカウントを発見したが、実施状況報告書で語る

れている内容の1/5程度の件数しか実施されておらず、また例えばTwitterの活動は、他アカウントに顔文字1文字で話かけるのみであり、Instagramにおいては投稿が2021年9月の1件しかなく、Yahoo知恵袋はほとんど同一の文言を相手の質問内容に関わらず関係単語だけに対応して回答し、また複数投稿された一言一句同一の質問文に対し、同じく一言一句同一の回答を差し向けることでベストアンサーに選ばれるなど、自作自演以外に説明のつかない活動実態だった。このような活動実態であるにも関わらず、虚偽の報告がされ、それに対して支払いがなされているのであるから、不当である。

(見解)

オンラインアンケートの目的の1つは、今後何か相談支援が必要な際に、法人Cという相談機関があるということを知ってもらうことであり、法人Cでは、Twitter、Instagram、Yahoo知恵袋、OKWAVE、Googleを利用し令和3年度は11,700回実施している。

団体では、返信の手法の1つとして、「心配している」ことを表すため、絵文字のみの送信をし、そこから会話につなげる取組を令和3年12月から令和4年1月に試行的に行なった。その期間のTwitterのアンケートは約1400件でそのうち絵文字一文字のみで返信した件数は約105件であった。105件のうち、本人から何らかの反応があったものは7件であった。

また、Yahoo知恵袋も活用しているが、Yahoo知恵袋の特徴として、同じような悩みを持った人が後で回答を見ることがあり、その際に、同じような悩みの人を細かい状況の違いによって閲覧が避けられることがないよう、最低限の情報のみを載せた定型文を繰り返し使用するようにしている。こうした取組の結果、オンラインアンケート開始前の令和3年5月までは、Yahoo知恵袋から法人Cのホームページへの相談者が月数名であったのに対し、オンラインアンケート開始以降の6月から12月は658名に増加した。

なお、オンラインアンケートについては、相談員の業務の一環として対応しており、件数に応じた手当等、特別な経費は支払っていない。

ii 第4四半期が異常であること

実施状況報告書の第1四半期～第3四半期と通期会計から第4四半期を逆算すると、会計にマイナスが発生する。これは会計上ありえないことであり、不当である。

(見解)

第4四半期の実施状況報告書は年間の実績額が報告されているが、第1四半期から第3四半期まで報告したもので需用費から消耗品費に48,155円の費用間の更正を行ったことから、第4四半期の需用費の金額がマイナスになったものである。

支出については、全ての費用を領収書と突合し委託料の上限額以上が支出されていることを確認している。

iii 光熱水費と通信運搬費の異常

実施状況報告書では、通信運搬費が1,055,278円、光熱水費が485,090円計上され支払われているが、法人Cの2021年度事業報告書によれば、通信運搬費は904,649円、光熱水費は300,403円であるという。全体の事業報告書の数値を超過した費用が過大申告されていることは明らかであり、不当。

(見解)

生活文化スポーツ局のホームページに掲載されている当該団体の事業報告書の数値については、誤りがあったことから、是正に向けた手続きを進めていることである。本事業における実績額については、帳簿と領収書を突合した結果、通信運搬費が847,751円、光熱費が350,165円が支出されていることを確認している。

iv 活動実績である相談件数と年齢別人数の異常

第1四半期～第3四半期と通期の実施状況報告書から第4四半期の相談件数と年齢別人数を逆算するとマイナスが発生する。異常であり、このような報告書を根拠に支払われたことは不当である。

(見解)

SNS相談実績を第1四半期の実施状況報告書で5人としていたが、年間の実施状況報告書で0人とした理由については、SNSでの相談があった場合でも、その後は、電話若しくはメールでの相談に移行することになるため、件数については電話、メールでカウントすることと整理したためである。

年齢別相談人数のうち、20歳以上25歳未満、25歳以上30歳未満、30歳以上が第1～第3四半期の合計人数が年間の人数よりも多くなっている理由については、第1～第3四半期は相談の延べ人数（1人の方が各期に相談したら、それぞれ各期でカウント）を報告していたが、年間の報告では、実人数で報告したため人数の差異ができたものである。なお、延べ人数での四半期毎の内訳は以下のとおりである。

今後、実施状況報告における集計方法を統一するよう、指導していく。

四半期毎の年齢別相談人数

	～17歳	18歳～	20歳～	25歳～	30歳～	不明	合計
第1四半期	3	3	12	14	34	89	155
第2四半期	9	3	15	17	36	128	208
第3四半期	21	13	30	18	27	159	268
第4四半期	40	13	23	19	23	201	319
合計	73	32	80	68	120	577	950

#### （エ）結論

上述のとおり、令和3年度、都が法人A、法人B、法人Cに委託した本事業は適切に行われ、支出も適正であり、請求人が主張する要綱に定められた規定への違反は認められない。

### 3 判断

本件請求において請求人は、本件事業に係る関係公文書等を精査したところ、本件事業に基づく、契約の履行が十分でないことや実施状況報告に信憑性がないことなどから違法、不当な公金の支出があると主張し、本件各団体に対し都が概算払した公金の返還等の措置を求めているものと解される。なお、概算払である本件各支出そのものは本件請求時点で1年を経過していることから、本件請求においては、本件各精算について検討することとし、前記事実関係の確認及び監査対象局からの説明聴取等に基づき、次のように判断する。

- （1）本件契約1に関する請求人の主張について
- ア 請求人は、本件事業計画書1に記載のアウトリーチ支援のうち夜間見回り等の方法において、「秋葉原」「御茶ノ水」「神保町」「赤羽」を挙げて、それぞれ、

夜間見回りや日中見回りを月1回又は年4回と記載しているにもかかわらず、本件実施状況報告書1によれば、法人Aは「秋葉原」で夜間に見回りを13回行っただけであり、本件精算1は過大な金額となっている旨主張する。

確かに、本件実施状況報告書1によれば、お茶の水及び神保町における日中声掛けや赤羽における夜間見回りについて明らかにした記述がない。

本件契約1によればアウトリーチ支援とは、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等を実施するものとされるところ、アウトリーチ支援のうち夜間見回りについては当初の計画額を下回ったが、同支援のうち相談については相談窓口の拡充により当初の計画額を上回ったということを監査対象局の説明により確認した。本件契約1の契約期間である令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、コロナ禍での夜間見回りについて代替手段を採ったことや、対象地域の事情により夜間見回りが行えなかったこと、その一方で、実施状況報告書1によれば、この間、相談窓口の開催日数は288回とあることからすれば、監査対象局の説明に特段不合理な点は認められず、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとの事実は認められない。

イ 請求人は、本件実施状況報告書1に記載の相談支援のうち相談方法別に計上した人数の合計値が年齢別に計上したそれと異なるのは計算上あり得ず、その報告には信憑性がない旨主張する。

このことについて、一部の相談者が複数の相談方法を行ったことに伴う集計方法の重複によるものであるということを監査対象局の説明により確認した。相談人数172名のうち6名が重複して計上されており実人数は166人であるとの監査対象局の説明に特段不合理な点は認められず、このことにより本件実施状況報告書1に記載された決算金額が減少するといった事情はないから、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

ウ 請求人は、本件実施状況報告書1に記載の居場所の提供に関する支援のうち宿泊を伴う保護人数の長期に計上された保護人数が主訴別のそれと異なるのは計算上あり得ず、その報告には信憑性がない旨主張する。

このことについて、実人数と四半期ごとに集計した延べ人数から生じるものであるということを監査対象局の説明により確認した。17名という人数は、宿泊を伴う保護人数のうち2週を超え実人数であるとの監査対象局の説明に特段不合理な点は認められず、このことにより本件実施状況報告書1に記載

載された決算金額が減少するといった事情はないから、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

エ 請求人は、本件実施状況報告書1に記載のLINE相談の件数が1, 709, 700円、その相談件数が1, 148人、1, 389通のLINEであることから、2通未満のメッセージをやり取りする業務に時給2, 000円以上を支払うことは高額である旨主張する。

このことについて、当該件数は対応件数ではなく業務に対し支払うもので、弁護士等の専門家に対する1回当たり6, 500円という謝金や、相談者の状況を相談内容から読み取り弁護士等の監修者の確認を得て送信する業務であって、単にメッセージを送信するものではないということを監査対象局の説明により確認した。こうした説明に特段不合理な点は見当たらず、専門家に対する謝金という性質や業務内容を考慮することなく、当該金額の当否を論ずることとは適当とはいえないものと解され、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

オ 請求人は、本件実施状況報告書1に記載のアウトリーチ件数費が、メール対応で1, 500円など、特段の危険性や知識を要するといった可能性は想定できず、夜間見回り13回に対し877, 100円が支払われていることは、東京都最低賃金である時間額1, 072円を考慮しても高額である旨主張する。

このことについて、オンラインアウトリーチは自殺企図等の対応など慎重かつ精神的な負担も大きい業務であることを監査対象局の説明により確認した。様々な困難を抱えた若年女性を支援するという業務の性質からすれば、こうした説明に特段不合理な点は見当たらず、また、このような業務内容を考慮することなく、最低賃金との比較において当該金額の当否を論ずることは適当とはいえないものと解され、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

カ 請求人は、本件実施状況報告書1に法人Aの活動の実績として記載された「事務費(報告書作成・会計業務)2, 300, 000円」について、公表されている法人Aの決算報告書(令和3年度財産目録)において「法人X 業務委託費 2, 300, 000円」との記載があることからすれば、事務費(報告書作成・会計業務)は法人Aが法人Xに対する事務の再委託であると考えられるが、そもそも当該事務は法人Aが自身で行うべき基本的な業務であって法人Xに当該事務を再委託する合理性はない旨主張する。また、当該事務の内容から

するとその費用が高額であると主張する。

このことについて、本件契約1によれば、再委託について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者の承諾を得ることになっているところ、法人Aが法人Xに再委託している業務は、事業の報告書作成及びこれに係る会計業務であり、これらの業務は委託事業を履行するための補完的な業務であって、本件事業の全部又は主要な部分ではなく、都の承諾を得る必要はないものであること、また、これらの業務は具体的には本件実施報告書1及び本件四半期報告書1の作成及びこれらに係る会計業務をその内容としていることを監査対象局の説明により確認した。

確かに、再委託の対象とした報告書の作成業務は本来であれば受託者がその責任において作成すべきものであるとする請求人の主張には一理あるが、これらの報告書は、本件事業における業務であるアウトリーチ支援等について、その実施結果を集約したものであって、その作成作業自体を委託することは、業務の主要な部分を一括して委託することには当たらないと解される。また、会計業務を再委託業務の内容とすることも特段不適切というものとは認められず、その金額も、年間を通じた業務であることを踏まえれば不合理なものとは言えず、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

なお、請求人は、上記再委託業務の内容と法人Xの事業内容等からすると、法人Xを再委託先としたことに合理性がないなどと主張するが、法人Xについて本件契約1に定める再委託禁止等条項に当たるとの事情は見当たらず、必ずしも同業務の再委託先とすることに合理性がないということにはならないから、上記結論は左右されない。

キ 請求人は、公表されている法人Aの決算報告書(令和3年度事業別正味財産増減計算書)によれば、本件事業に要した経費は29, 327, 311円であるとすれば、第4四半期が約12, 330, 000円必要だったこととなるため、第4四半期だけが過大な実績となり、報告に信憑性がない旨主張する。

このことについて、監査対象局において再調査を実施したところ、本件事業に要した経費は2, 601万円であり、その内訳は、第1四半期が453万円、第2四半期が543万円、第3四半期が706万円、第4四半期が899万円で、領収書も全て確認したとの事であった。こうした説明により、第4四半期のみが殊更に過大な支出であることはなく、また経費全体で本件委託の上限額

を超えているということが確認でき、当該説明に特段不合理な点も見当たらないことから、本件精算1が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

(2) 本件契約2に関する請求人の主張について

ア 請求人は、本件実施要綱では、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して本件要綱に定めるアウトリーチ支援のうち相談及び面談、居場所の提供に関する支援、及び自立支援の事業を実施する場合は、本件事業の補助対象とならないとされているのに、本件実施状況報告書2に記載の事業実績では「相談支援」の欄に「電話、SNS、面談については厚生労働省自殺対策事業内で対応した件数も含む」とあることや、都事業と厚生労働省の事業範囲とが重複し同一事業の成果報告が別々の事業の成果だと誤解される状況であると主張する。

このことについて、請求人が指摘する重複の疑いのある事業とは、令和3年度自殺防止対策事業（以下「国事業」という。）を指すものと解されること、法人Bは、本件事業を受託し、国事業の補助を受けて活動しており、このような相談支援の現場においては、若年被害女性等からの性暴力や虐待等に関する相談から自殺に関する相談に至ったり、逆に自殺に関する相談から性暴力や虐待等に関する相談に至ることもあり相談の件数の切り分けが難しく、このため相談実績には、国の相談件数も混在する状況にあるということを監査対象局の説明により確認した。また、相談者に対しては、相手の立場に寄り添い、傾聴することが重要なことから、相談によって対応職員を変えらるのではなく、同一の職員が一貫して対応することとしており、事業ごとに専従とはせず、それぞれの職員について従事割合により人件費を按分していることなどについて貸金台帳等で確認したところ、都事業について国事業の補助金を充当している事実は認められないということを監査対象局の説明により確認した。

請求人が主張する本件実施状況報告書2の相談件数は、それに要した費用を重複して補助対象とすることは禁止されているものの、上記のとおり件数を国事業と本件事業とで切り分けることは困難であって、本件契約2にもそのことを禁ずる規定は見当たらないし、またそうする実益は乏しいと考えられる。したがって、相談件数が国事業と本件事業とで合算されたものであっても、人件費が按分されている場合は、このことを理由に相談件数の重複によって本件精

算2が過大な金額に基づいてなされていると言うことはできない。

イ 請求人は、本件実施計画書2について本件契約2の金額は過年度の契約の金額よりも大きく増加しているにもかかわらず、アウトリーチ支援や自立支援等の目標人数が減少しているのは不合理であり、都が本件実施計画書2を承認したことは不当である旨主張する。

請求人が不当と主張する本件実施計画書2についての都の承認それ自体は、住民監査請求の対象となる財務会計行為には当たらない。また、仮に、当該主張を本件支出2についてのものであると解したとしても、本件請求は本件支出2から1年を経過しており、1年を経過したことについての正当な理由についての疎明も見当たらないから（法第242条第2項）、住民監査請求による監査の対象とはならない。

ウ 請求人は、法人Bの第4四半期についての実施状況報告書がないことから、本件実施状況報告書2と本件四半期報告書2の差を算出したところ、消耗品費、雑費、賃借料などが他の四半期と比較して数十倍の金額になっていることを指摘し、第4四半期は予算を使い切るための架空又は不当な支出であると主張する。

この点、請求人の主張するとおり、第4四半期に相当する金額は他の四半期と比較して大きく増加している費目があることが認められる。このことについて、家財道具代や引越し代、不用品の撤去や医療機関に対する支払を年度末にまとめて行っており、支出の根拠となる領収書も全て確認したということを監査対象局の説明により確認した。これらの支出は本件事業で繋がった若年女性への自立支援という観点や事業の目的から必要なものであるとの監査対象局の説明に特段不合理な点は見当たらず、本件精算2が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

(3) 本件契約3に関する請求人の主張について

ア 請求人は、法人Cが使用していたとするアカウトを挙げて、各SNS上での活動状況を調査すると自作自演と見える状況であると主張し、このような活動状態にもかかわらず委託料を支払うことは不当である旨主張する。

当該請求人の主張はアウトリーチ支援のうちオンラインによるアウトリーチについてであると解される。このことについて相談員の業務の一環として対応しており件数に応じた手当等の経費は支払っていないということ、また、本件実施状況報告書3によれば、Twitterでは「ダイレクトメッセージ(D

M)を主に使用して相談できる団体があることを伝えており、今回の対象期間に1916件のDMでのアウトリーチを行った」などの記載があり、仮に請求人の指摘するアカウトでの活動が法人Cの活動であったとしても、それは法人Cのアウトリーチ支援のうちの一部を指摘するにとどまるのであって、本件精算3が過大な金額に基づいてなされたものであることを裏付けるものは認められない。

イ 請求人は、法人Cの第4四半期の支出内訳を算出し、需用費にマイナスが発生し会計上あり得ない旨主張する。

請求人の主張のとおり、本件四半期報告書3と本件実施状況報告書3の差分から算出された第4四半期の需用費はマイナスになる。

このことについて、費用間の更正によるものであるということを確認し、監査対象局の説明により確認した。本件契約3では費用間の更正を禁止する旨の規定はなく、また会計上も全ての取引を正確に記帳する上で誤記帳をマイナス修正することはあり得ることから、このことにより本件精算3が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

ウ 請求人は、本件実施状況報告書3の事業実績額のうち「通信運搬費」が1,055,278円、「光熱費」が485,090円、とされているのに、本件委託契約3を含む法人Cの「2021年度事業報告書」に記載された「通信運搬費」が904,649円、「光熱水費」が300,403円、であることは法人Cの事業全体の費用より本件契約3に基づく費用が過大となることはあり得ず、本件実施状況報告書3に記載の通信運搬費及び光熱費は過大申告である旨主張する。

請求人の指摘する「2021年度事業報告書」とは生活文化スポーツ局のホームページに掲載されている法人Cの事業報告書を指すものと解されるところ、当該事業報告書には違算があったというところであり、また、本件実施状況報告書3の事業実績額についても違算があり、正しくは、「通信運搬費」が847,751円、「光熱費」が350,165円であるというところを監査対象局の説明により確認した。この結果、本件精算3の基礎となる本件実施状況報告書3の事業実績額は26,411,367円となるが、違算修正後の事業実績額においても本件契約3の上限額を超えており本件精算3が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

エ 請求人は、本件四半期報告書3と本件実施状況報告書3の差分から算出され

た第4四半期の活動実績である相談件数と年齢別人数がマイナスになり、本件実施状況報告書3の信憑性がないとして、本件精算3の不当性を主張する。

このことについて、本件四半期報告書3は延べ人数で計上し、実施状況報告書3は実人数で計上したために、差分が生じたということを監査対象局の説明により確認した。したがって、こうした差は集計方法の違いによるものに過ぎず、また監査対象局の当該説明に特段不合理な点も認められないことから、このことにより本件精算3が過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められない。

#### 4 結 論

(1) 結論  
前記「3判断」より、本件各精算は、過大な金額に基づいてなされたものであるとは認められず、都に損害をもたらすものではない。

よって、本件事業に基づく、契約の履行が十分でないことや実施状況報告に信憑性がないことなどから違法、不当な公金の支出があるとして、本件各団体に對し都が概算払した公金の返還等の措置を求める請求人の主張には理由がない。

(2) 意見  
本件各契約に基づいて都に提出することとされている実施状況報告書は、概算払の精算の基礎であり、また事業の履行状況を明らかにするための書類であることの重要性に鑑み、監査対象局は受託者に対して、数値や文章に誤記がないよう正確に記載させるとともに、相談人数等の集計方法を統一させるよう、契約時及び履行期間中において指導を徹底することを求める。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和五年五月三十一日

東京都水道局長 西山智之

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
一〇五七	大木設備	大木 真介	葛飾区水元二丁目三番七号	令和五年四月二十七日
一〇五七	合同会社 ダイショウ	大勝 正俊	神奈川県川崎市宮前区犬蔵一丁目一番四十三号	同日
一〇五七	山本工業株式会社	山本 淳	千葉県長生郡白子町関七千三百六十三番地三	同日
一〇五七	株式会社 誠恒	落合 浩	江戸川区平井三丁目十二番七号YHビル二F	同日
一〇五七	青空水道	天野 幸一	国分寺市西町三丁目二十一番七号ハイツ角田二〇一	同日
一〇五七	水株式会社	高橋 英樹	神奈川県横浜市新羽町千八百十三番地百五	同日

一〇五八 ウオータークラウン 広瀬 正悟 江戸川区北篠崎一丁目二番四号 同日

一〇五八 株式会社 松下設備 松下 博幸 神奈川県横浜 市鶴見区北寺尾七丁目十三番七号 同日

一〇五八 株式会社 田中工務店 田中 智 板橋区常盤台四丁目三十四番五号 同日

一〇五八 R L I F E株式会社 高田 武 茨城県小美玉市竹原千四百二十三番地二 同日

一〇五八 牧総業 牧野 聡太 練馬区田柄一丁目二十七番八号 同日

一〇五八 株式会社 未来想造 プロダクト 小林 理子 武蔵村山市大南二丁目五十三番地の四 同日

一〇五八 株式会社 OSCホームファシリテイ 坂田 晋一 国分寺市本町四丁目十二番一号 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について  
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和五年五月三十一日

東京都水道局長 西山智之

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七九九六 株式会社 今田 妙子 豊島区南池袋二丁目三十二番一号 令和三年三月三十一日

九四九九 株式会社 右田 貴哉 町田市中町二丁目十六番二十三号 令和五年四月三日

雑報

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和五年五月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒沼靖

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「命令権者は」の下に、「午前十一時から正午まで」を加え、「又は午後零時三十分を「午後零時三十分」に改め、「午後一時三十分まで」の下に「又は午後一時から午後二時まで」を加える。

附則

この規程は、令和五年六月一日から施行する。

正 誤

○令和五年三月三十一日付東京都規則第四十四号  
増刊24十八ページの下端十七行中

福祉局		児童相談所 児童自立支援施設	所の利用者に係る被服の買入れ に関する契約
福祉局		東京都立北療育医療センター 東京都立府中療育センター	医療品、保存血液、医用ガス及 び診療材料の買入れに関する契 約

を

福祉局		児童相談所 児童自立支援施設	所の利用者に係る被服の買入れ に関する契約
福祉局		東京都立北療育医療センター 東京都立府中療育センター	医薬品、保存血液、医用ガス及 び診療材料の買入れに関する契 約

に

訂正する。

○令和五年三月三十一日付東京都教育委員会訓令第五号  
増刊32五ページ下段十八行中

名 称	東京都立町田の丘学園 東京都立光明学園 東京都立多摩桜の丘学園
-----	---------------------------------------

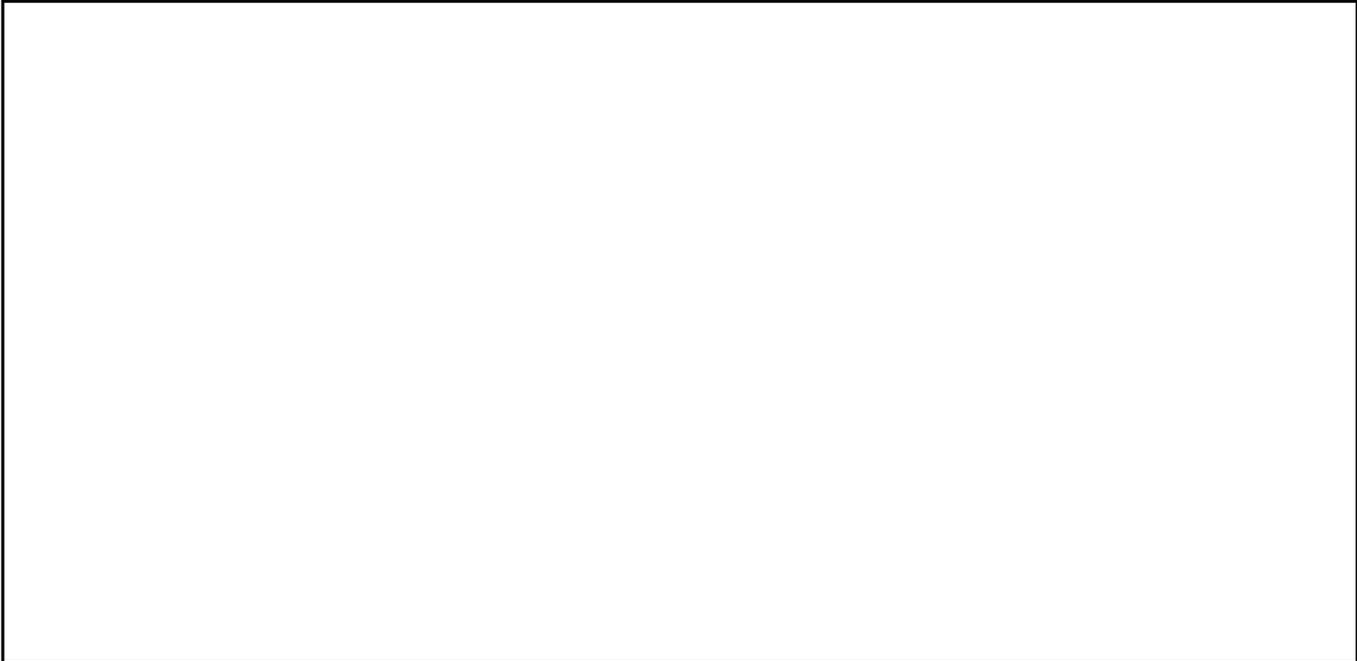
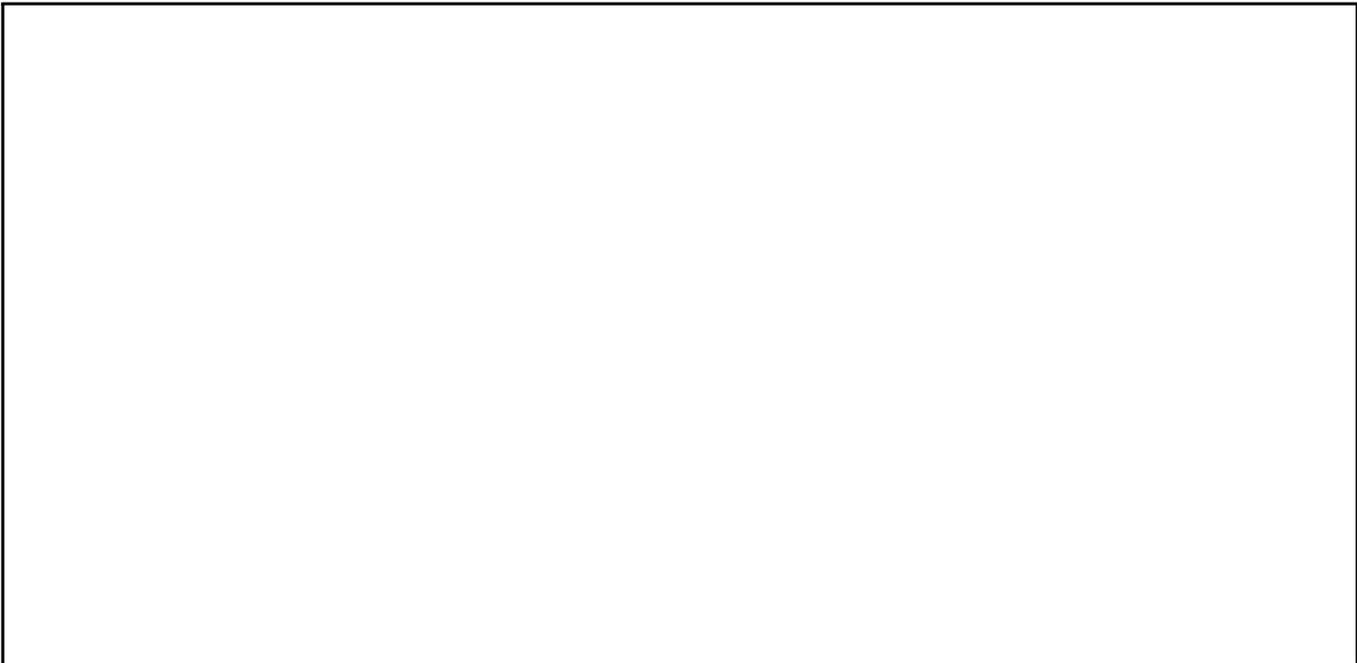
を

〔別表（第三条関係）

特別支援学校

名 称	東京都立町田の丘学園 東京都立光明学園 東京都立多摩桜の丘学園
-----	---------------------------------------

に訂正する。



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001